

成田市議会政治倫理審査会提出

意見陳述書（補充）

成田市議会議員

鬼澤 雅弘

令和8年7月17日



令和 8 年 7 月 17 日

意見陳述書（補充）

成田市議会議員 鬼澤 雅弘

1 審査請求の対象となる事由該当条項及び内容について

(1) 私に対する審査請求の内容は、要するに、小菅地区民間開発事業に関して疑惑が報じられている状況下で、説明責任を果たさないことにより、マスメディアが定例会等に押しかけたことで、議会の名誉及び品位が損なわれているというものである。

(2) この点、審査請求者の令和 8 年 7 月 8 日付け意見陳述書においても、いまだに説明責任を果たさないこと自体が成田市議会議員政治倫理条例（以下、「本条例」という。）第 3 条 1 号違反であるとする構成を前提にしている。本条例の構造としては、第 3 条 1 号に違反する場合に第 2 条 2 項の説明責任を負うとしか読めないのであり、本審査請求が条例に基づかない逆転した論理に立脚していることは間違いない。

また、マスメディアの取材行動と、議会の名誉及び品位の維持は、相互に全く関連しない。私がどのような説明をしたとしても、マスメディアは、必要と判断すれば独自に取材をするのであるから、私の説明態様とマスメディアが定例会等に取材に現れたことには因果関係がない。結局、審査請求者らにおいて、説明責任の論点を議会の名誉及び品位にうまく結び付けられなかったがゆえに、マスメディアの動向を持ち出して強引に本条例第 3 条 1 号に当てはめているに過ぎない。

本審査請求は、議会の名誉及び品位が損なわれたか否かが判断されなければならないところ、審査請求者らは、一貫して疑惑に対する説明がなされたか否かを問題にしており、判断対象と主張が全く噛み合っていない。さらに、その疑惑の存在についても、審査請求者に立証責任が課されているわけではないなどとして具体的に中身を論じようとししない。

(3) 以上の経緯からすれば、本審査請求自体が私を貶めるためだけになされたことすら疑われるのであり、少なくとも条例に基づかない不当なものであることは明らかである。

もともと、マスメディアの取材が行われている背景から、私の行動に一定の関心が寄せられていることも事実であるため、本来はこの場で行うべきことではないが、以下、可能な限りの説明をする。

2 株式会社NK コーポレーションの取引について

- (1) 株式会社NK コーポレーション（以下、単に「会社」という）は、令和2年8月7日に設立されたが、当時、共生バンクの開発事業に関する受注の話などは一切なかった。単純に、当時存在した各所の警備業務の需要に応えるべく設立され、個々の取引を誠実にこなしていただけである。したがって、疑惑とされている共生バンクの開発事業に伴う業務を受注するために会社を設立したという事実は一切ない。

元役員からの経理帳簿の閲覧要求を私が拒否したという事実についても、そもそも閲覧を要求されたことがなく存在しない。同じく、元役員が言及する「謎の手数料」なども一切存在しない。

- (2) 私も会社の取締役として、法律上、善管注意義務の一環たる守秘義務を負うため、会社の取引や内部の事情に関して詳細に開示できる立場にはないが、法令に反する行為及び議員としての名誉・品位を損なう行為をしたことは一切ないことを明確に述べておく。

3 最後に

本件の政治倫理審査会においては、疑惑に対する説明という本来の趣旨とは異なる点ばかりが注目されており、そもそも本審査請求が本条例の条文に全く基づいていないという極めて重要な論点が蔑ろにされている。

また、審査されるべき内容も、直接的には「定例会及び成田市議会報告会にマスメディアが押しかけるに至つた」ことで、「議会の名誉及び品位を損なっている」か否かであるところ、一見して即座に関連性を否定できるものである。

審査請求者らは、これまでの期日において、いずれの点も何ら説得力のある論理を付することができていないことを再度確認し、是非とも法令に基づき公正な判断をいただきたい。

以上